

八尾市景観条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第14条 略 （届出を要しない行為） 第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（5） 略 第16条～第32条 略	第1条～第14条 略 （届出を要しない行為） 第15条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（5） 略 第16条～第32条 略